

## 1 事業名

市道路線の廃止

市道 2-166 号線、市道 2-263 号線

## 2 事業の概要

上記 2 路線については、既存路線の一部を対象とした売払い申請がなされたことから、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の廃止を実施している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

## 6 事業費及びその財源等

なし

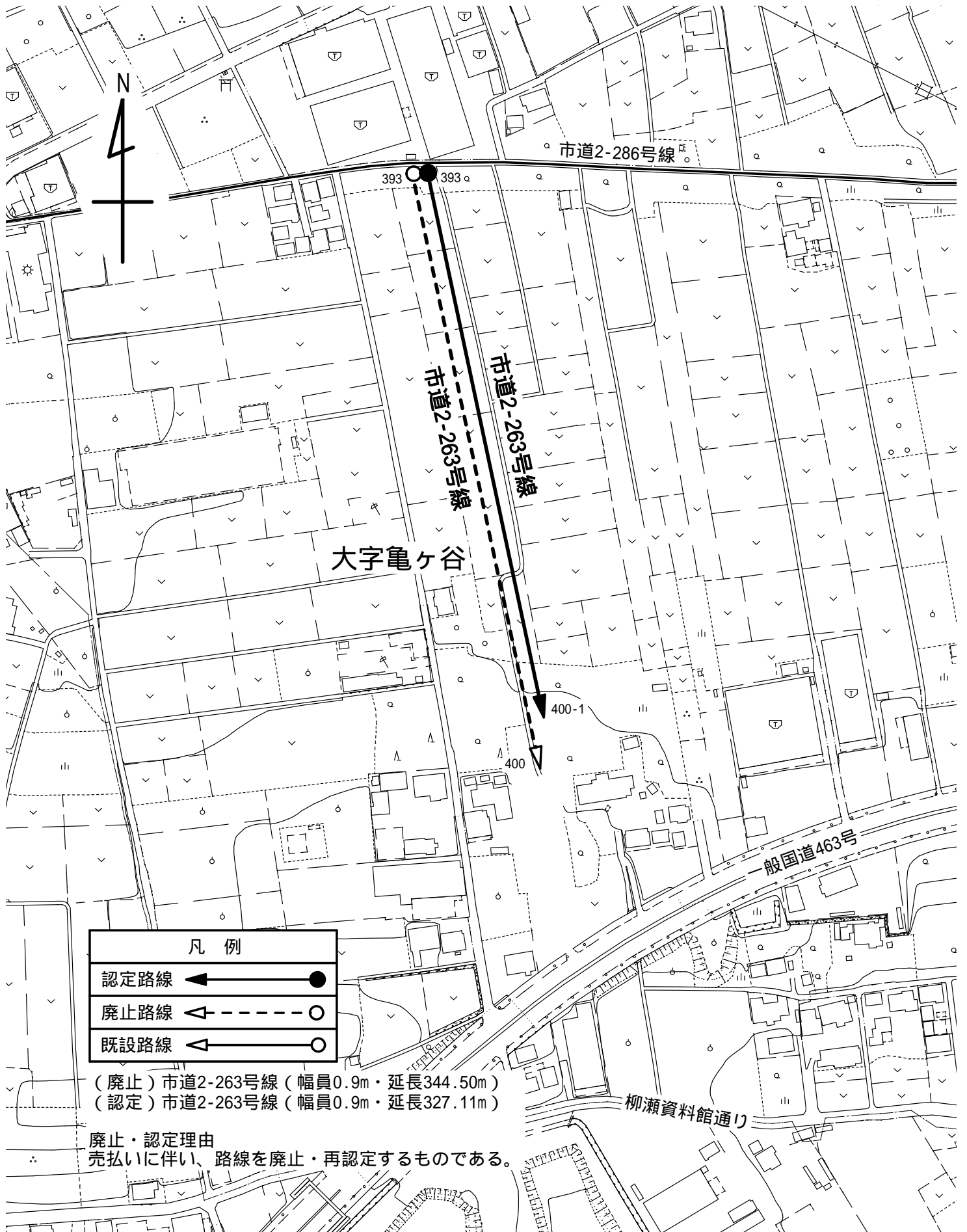
## 7 その他

廃止する 2 路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 1 及び 2 のとおりである。

# 市道路線案内図 1



# 市道路線案内図 2



凡 例	
認定路線	←●
廃止路線	←○
既設路線	←○

( 廃止 ) 市道2-263号線 ( 幅員0.9m・延長344.50m )  
 ( 認定 ) 市道2-263号線 ( 幅員0.9m・延長327.11m )

廃止・認定理由  
 売払いに伴い、路線を廃止・再認定するものである。

# 市道路線案内図 3

